

旧芝離宮恩賜庭園撮影許可手順

撮影目的が営利・非営利に関わらず、庭園を一定時間、排他的、独占的に使用するような場合は、事前に申請が必要です。

（例：テレビ・映画の撮影、モデル撮影会、宣伝用ポスター撮影など）
申請手続きは以下の通りです



①事前審査（＊原則、撮影希望日の2か月以上前に提出）

申請が初めての場合、目的、必要性などの詳細を含む、**企画書**（書式自由）をメールで提出してください。

申請用アドレス：kyushiba-senyou.sm@tokyo-park.or.jp

内容を精査し、問題がなければ下記2点を提出していただきます。

(1)撮影事前調査票と(2)撮影予定場所の地図

（HP上に書式があります）に必要事項記入後、メールもしくは、FAXで送ってください。

（＊原則、撮影希望日の2か月以上前までに提出）

FAXをご利用の場合はお手数ですが、FAXを送信した旨を、旧芝離宮恩賜庭園にメールでお知らせください。

（メール記載例参考）

②電話予約

撮影予定日の**2カ月前の午前9時から電話**（先着順）で、受付を開始します。（午前、午後1件ずつの撮影が可能です）

予約が取れた場合、予約完了の旨を頂いたメールへの返信にて、お知らせ致します。

③撮影当日

撮影開始時刻の15分ほど前に、旧芝離宮恩賜庭園

サービスセンター窓口にて占有許可申請書の記入（当園に書類あり）

及び占有料の支払いを行ってください。

お支払いは現金のみです。

上記手続きが完了するまで、撮影は開始できません。

注意

東京都立公園条例に基づき費用が発生します。
弓道場での撮影は許可されていません。

メール記載例

宛先アドレス：

件名：撮影許可〇月〇日（午前or午後）

内容：「FAXを送付しました」など

＊メールの最後に貴社名を記載いただけると幸いです。